

法令及び判例

(09/10)

A.- 法令

1.- 外国人（外国在住）、外国法人（外国に本社がある）又は外資企業による農地の購入

軍事政権当時のメジシ大統領は 1971 年の法令(Lei n.º 5 709)を発布し、外国人、外国法人又は外資企業（ブラジル法人）による農地の購入を制限した。

外国人（外資企業を含む）による農地は 3 から 50 modulos（地域別標準農地面積）の購入は上記法令の細則に従い、当局の許可を得て購入が出来る。一方、3 Modulos 以下の小面積農地の購入は外国人でも全く自由となっている。

1994 年に農務省は大統領府法務局(Advocacia Geral da União – AGU)へ、1988 年の新憲法の発布により、1971 年の法令（外国人による農地の購入規制）の法的有効性について質問状を提出した。

新憲法は当初、国内資本企業を保護育成の条文が数あり、ブラジルの法律に従い設立された外資企業は一種の差別待遇を受けていたが、95 年の憲法補則修正令 第 6 番(Emenda Constitucional n.º 6)により、内国資本と外資企業は同等の取り扱いを受けるようになり、その後、憲法の多くの差別待遇条文は削除された。

当時の AGU の意見書(GQ-22/1994)は 71 年の法令 (LEI N.º 5.709) の第 1 条、1 項は新憲法により解消している結論から、外国人による農地の購入に関する規定は無く、法的な規制に束縛されない結論を下した。

同意見書は 1998 年に当時の大統領フェルナンド・エンリッケ (FHC) の認可を得(GQ-181)ていたため、今日まで関連官庁も有効な意見書として認め、外国人又は外資企業による農地の購入、登記等にも何ら問題が発生していなかった。

しかし、2010 年 8 月 23 日の官報にルーラ大統領が承認した AGU の意見書 (Parecer LA-01) は、新憲法に謳われる国家主権 (Soberania) と外国資本 (Investimento Estrangeiro) の取り扱いに関する理念等から、外資企業へ対する農地購入規制の法令(Lei 5709)は有効な法令であり又合憲であるとの結論から、今後は外国人或いは外資企業の農地購入へは 71 年の法令が全て適用されることとなった。

上記意見書により、外国人又はブラジル法人（ブラジルの法律従い設立され、本社が国内ある企業）でも資本金の 51% 以上が外国人又は外国法人が所有する場合の農地の購入は 71 年法令に従い次の規定が適用される：

- 1.- 3 Modulos 面積までの農地は自由に購入できる。
- 2.- 3 - 50 modulos 面積までの農地は当局の事前許可の下に購入できる。

以上から全面的な禁止ではなく、外国人又は外資企業による農地の購入へは当局の認可を必要とし、時間と経費が掛かる点と、対象物件によっては、当局の認可が下りない可能性が考えられる。

一方、外国人或いは外資企業による市街地（Imóveis urbanos）の購入には何ら制限が無く、工場又は商店等の建設用に購入する土地が、地方自治体の条例で規定する工業団地等の場合、上記 71 年の法令（農地購入規制）の問題は発生しない。

最後に、外資企業のブラジル法人が大株主或いは出資者となり新会社を作り、新会社の名義で農地を購入する場合は、新会社の資本金全額が内国資本とみなされ、現在の法令(Lei n.º 5 709/71)の農地購入の規制対象にはならなると判断され。

B.- 判例

1.- 残業手当 ー 作業服の着替え時間

高等労働裁判所は作業服の着替え時間が 10 分以内であれば、残業支給義務が無い判決を下した。 (RR-1095/2007-771-04-00.6)

2.- 消費者保護法 ー 損害賠償請求訴訟の時効

消費者保護法の 26 条にサービス（例、家電、車等の修理）の内容、結果が不良の場合、手直し等の要求できる期間は 90 日 と規定しているが、サービス業者が適切な対応をしなかつたため発生した損害賠償の請求訴訟の時効は 5 年間との判決を発表した。 (RESP683 809)

3.- 租税債務の強制取立訴訟(Execução Fiscal) ー 銀行預金の抵当(Penhora em dinheiro)

租税債務の強制取立訴訟の事務手続に判事が債務者の銀行預金を抵当として差押える（Penhora on line）ケースで、債務者が銀行預金の差押さえの代替に銀行保証状を裁判所へ申請したが、高等裁判所は同申請を却下した。 (RESP 1049760)

SP. 08/09/2010

Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado

